

## 議案第55号

佐野市立美術館条例の改正について

佐野市立美術館条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和4年9月2日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市立美術館条例の一部を改正する条例

佐野市立美術館条例（平成17年佐野市条例第109号）の一部を次のように改正する。

第1条中「知識と」を「知識及び」に改め、「、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき」を削る。

第13条第1項中「法第20条」を「博物館法（昭和26年法律第285号）第23条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

理 由

博物館法の改正に伴い、所要の規定を整備するため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第55号参考資料

佐野市立美術館条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(設置)</p> <p>第1条 美術に関する市民の知識と教養の向上を図り、もって地域社会の文化振興に寄与するため、<u>博物館法(昭和26年法律第285号。以下「法」という。)</u> <u>第18条の規定に基づき、佐野市立美術館(以下「美術館」という。)</u>を設置する。</p> <p>(運営協議会)</p> <p>第13条 法第20条の規定により、市長の附属機関として、佐野市立美術館運営協議会(以下「運営協議会」という。)を置く。</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 美術に関する市民の知識及び教養の向上を図り、もって地域社会の文化振興に寄与するため、佐野市立美術館(以下「美術館」という。))を設置する。</p> <p>(運営協議会)</p> <p>第13条 博物館法(昭和26年法律第285号)第23条第1項の規定により、市長の附属機関として、佐野市立美術館運営協議会(以下「運営協議会」という。))を置く。</p> <p>2～6 (略)</p>